

著作権について

2025年6月23日



石上法律事務所
弁護士 石上 尚弘



著作権の遵守の重要性について、会員の皆様に周知してほしいとの依頼があり、今回説明をすることとなった。

知的財産権とは 何でしょう？

(同義：知的所有権、無体財産権)

**“人間の知的な創作活動の
成果について、一定期間の
独占権を与えるようにしたもの”**

コンサルタントの業務から判断すると、他人の著作物の引用により、資料作成を通常行うことが多いと思うので、その扱いについての説明が中心となるが、その前に総論としての説明を行う。

まず、著作権の概念について説明する。

著作権は財産権の一つであり、財産権は所有権のような形のあるものだけでなく、知的な形のないもの財産権の一つとして位置づけられる。

「知的財産権」には大きく分けて、以下の3つがある

著作権

- 著作権法

産業 財産権

- 特許権
 - 特許法
- 実用新案権
 - 実用新案法
- 意匠権
 - 意匠法
- 商標権
 - 商標法

その他

- 回路配置利用権
 - 半導体集積回路の回路配置に関する法律
- 育成者権
 - 種苗法
- 地理的表示
 - 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（略称：地理的表示法）
- 商品表示・商品形態・営業秘密
 - 不正競争防止法
- 商号
 - 会社法・商法

知的財産権として、著作権、産業財産権（特許、実用新案、意匠）、その他の財産権（回路配置利用、育成者、商号）があり、図に示されているように、それぞれの法律に基づいている。

著作物とは
何でしょう？

**“思想又は感情を創作的に
表現したものであって、文芸、
学術、美術又は音楽の範囲に
属するもの（著作権法第2条第1項第1号）”**

著作権における著作物とは何か？

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとして、著作権法第2条第1項第1号に定義されている。

「著作物」の要件は、以下の4つがある

思想又は感情

- 以下該当しないもの
 - 客観的な事実・事象・データ(人の思想・感情を伴わないもの)や短文・定義
 - グラフ・図表・一覧表や地図も、客観的な事実をそのまま表現したありふれたもの
- しかし、単なる円グラフ・棒グラフ・線グラフでなく、**イラストを交えるなど創作が加わった図表は、著作物に該当する可能性がある**

創作的

- 以下該当しないもの
 - 模倣品(創作が加わっていないもの)やありふれたもの(誰が表現しても同じようなものになるもの)
- 著作者の**個性が表現されていれば足り、独創性までは不要**

表現したもの

- 以下該当しないもの
 - アイデア(表現されていないもの)

文芸、学術、美術又は音楽の範囲

- 以下該当しないもの
 - 工業製品

「著作物」の要件は4つある。

①思想又は感情

(客観的なデータ及びそのグラフは該当しないが、意図を加えた図表は該当)

②創作的 (独創性、オリジナリティは不要だが、個性の表現は必要)

③表現したもの (行動、音楽、文字等で外部に表現されたもの)

④文芸、学術、美術又は音楽の範囲 (工業製品は該当しない)

著作権とは
何でしょう？

“著作物を創作した者(すなわち、
著作者)に与えられる、**自分が**
創作した著作物を他人に無断で
コピーされたり、インターネットで
利用されない権利”

「著作権」とは？

著作物を創作した者(すなわち、著作者)に与えられる、自分が創作した著作物を他人に無断でコピーされたり、インターネットで利用されない権利”

「著作権」には、作者の人格的又は精神的な利益を守る権利である「作者人格権」と作者の財産的利益を保護する「著作権（財産権）」の2つがある

作者人格権

公表権 (著作権法第18条第1項)	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、公表するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
氏名表示権 (著作権法第19条第1項)	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば、実名、変名のいずれを表示するかを決めることができる権利
同一性保持権 (著作権法第20条第1項)	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利

著作権（財産権）

複製権 (著作権法第21条)	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利
上演権・演奏権 (著作権法第22条)	著作物を公に上演したり、演奏したり（録音物や録画物を再生することを含む）、また、それらの上演、演奏された著作物を電気通信設備を用いて公に伝達する権利
上映権 (著作権法第22条の2)	著作物を公にスクリーンやディスプレイに映写する権利
公衆送信権・公の伝達権 (著作権法第23条)	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利
口述権 (著作権法第24条)	言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える（口述の録音物や録画物を再生することを含む）権利
展示権 (著作権法第25条)	美術の著作物と未発行の写真の著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権 (第26条)	映画の著作物の複製物を頒布（販売・貸与など）する権利
譲渡権 (著作権法第26条の2)	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権 (著作権法第26条の3)	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権など (著作権法第27条)	自己の著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等する権利（二次的著作物を創作する権利）
二次的著作物の利用権 (著作権法第28条)	自己の著作物を原作品とする二次的著作物を利用（上記の各権利に係る行為）することについて、二次的著作物の作者が持つものと同じ権利

Source: 公益社団法人著作権情報センターのホームページ

「著作権」には、2つある。

①「作者人格権」

作者の人格的又は精神的な利益を守る権利

②「著作権（財産権）」

作者の財産的利益の保護

通常「著作権」という場合、狭い意味での②の著作権のことである。

他人の著作物の利用

著作権者が判明している場合



- **著作権者の許諾を得るという原則的な方法**（著作権法第63条第1項・第2項）又は**著作権を譲り受ける方法**の2つがある。
- ただし、後述のとおり、**著作権者の許諾を得ないで利用できる場合もある**。

著作権者が判明しない場合



- **文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託する方法**（著作権法第67条、第67条の2、第103条）がある。

他人の著作物を利用する場合には

1. 著作権者が分かっている場合には、著作権者の許可を得る方法か、著作権を譲り受ける方法
2. 著作権者が分からない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託する方法

しかしながら、一定の条件においては著作権者の許可を得ないで出来る。
詳細は、次に示される。

著作権者の権利の制限（許諾を得ないで利用できる場合）

- 原則は、著作権者の許諾を得て利用することが必要。
- 例外として、一定の場合に、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用可能。これら著作権者の権利を制限する著作権法上の規定は、下表のとおり

権利制限規定一覧		
	内容	著作権法該当条文
1	私的利用のための複製	第30条
2	付随対象著作物の利用	第30条の2
3	検討の過程における利用	第30条の3
4	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用	第30条の4
5	図書館等での複製・インターネット送信等	第31条
6	引用・行政の広報資料等の転載	第32条
7	教科書等への掲載	第33条、第33条の2、第33条の3
8	学校教育番組の放送等やそのための複製	第34条
9	学校その他の教育機関における複製・公衆送信等	第35条
10	試験問題としての複製・公衆送信	第36条
11	視覚障害者向けの著作物利用	第37条
12	聴覚障害者向けの「字幕」の作成等	第37条の2
13	非営利・無料の場合の著作物利用	第38条
14	新聞の論説等の転載	第39条
15	公開の演説等・裁判等での陳述の利用	第40条第1項
16	国等の機関での公開演説等の報道のための利用	第40条第2項
17	時事的事件の報道のための利用	第41条
18	裁判手続等における複製等	第41条の2
19	立法又は行政のための内部資料としての複製等	第42条
20	特許審査、薬事に関する事項等の行政手続のための複製	第42条第2項
21	情報公開法等に基づく開示等のための利用	第42条の2
22	公文書管理法等に基づく保存・利用のための利用	第42条の3
23	国立国会図書館におけるインターネット資料・オンライン資料の収集・提供のための複製	第43条第1項
24	放送事業者等の一時的固定	第44条
25	美術品等の展示	第45条
26	屋外設置の美術品、建築物の利用	第46条
27	美術展における作品の解説・紹介のための利用等	第47条
28	インターネット販売等での美術品等の画像掲載	第47条の2
29	デジタル化の所有者による複製等	第47条の3
30	電子計算機における著作物の利用に付随する利用等	第47条の4、第47条の5

著作権者の権利制限規定があり、これに該当する場合には、著作権者の許可を得ずに著作物を利用が可能となる。

例えば、

1 私的使用のための複製：個人の楽しみとして楽曲をダビングする場合等

7 教科書等への掲載

8 学校教育番組の放送等やそのための複製

9 学校その他の教育機関における複製・公衆送信等

10 試験問題としての複製・公衆送信

}

: 教育関係等での利用

6 引用については、著作権法第32条第2項では、行政の広報資料、行政のリーフレット等資料の一部を転載は可である。

なお、同条第1項にて、公表された著作物の引用も可能とされているが、これについては、次のスライドで説明する。

引用とは 何でしょう？

(著作権法第32条第1項)

“ 報道、批評、研究等の目的で、
他人の著作物を引用して
利用すること”

引用とは？

著作権法第32条第1項では、
「**報道、批評、研究等の目的**で、他人の著作物を引用して利用すること」とされている。
この場合には、著作権者の許可を得る必要はない。

引用の要件に関して

引用の要件

- 公表済みの著作物であること
- 公正な慣行に合致すること
- 報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内であること
- 出所（出典）を明示すること（著作権法第48条第1項第1号・第3号）

- **営利目的であっても、引用可能だが、明瞭区分**
(= 引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識すること) **と主従関係**(= 両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められること) **が必要**
- バロディ事件（最三小判昭55・3・28）

Source: 法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法(2014年版)」特定非営利活動法人法教育支援センター

法律文献等の出典の表示方法（一例）

- **雑誌論文**
 - 執筆者名「論文名」雑誌名 巻 号 頁（発行年）
 - 執筆者名「論文名」雑誌名 巻 号（発行年） 頁
- **単行本**
 - 執筆者名『書名』頁（発行所、版表示、発行年）
 - 執筆者名『書名』（発行所、版表示、発行年） 頁
- **コンメンタール**
 - 編者名『書名』頁〔執筆者名〕（発行所、版表示、発行年）
 - 執筆者名『書名』頁〔編者名〕（発行所、版表示、発行年）

最高裁の判例法理において、「明瞭区分」と「主従関係」の二要件を引用の適法性の基準として示されている。

具体的な引用の要件は次のとおりとなる。

- ① 公表済みの著作物であること
- ② 公正な慣行に合致すること
関係の業界、学会等における引用に関する慣行に則していること
- ③ 報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内であること
- ④ 出所（出典）を明示すること（著作権法第48条第1項第1号・第3号）

裁判で問題となるのが最高裁判例にある、上述の「明瞭区分」と「主従関係」である。

言い換えれば、**営利目的であっても、引用可能だが、次の2点を満たす必要がある。**

明瞭区分： 引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識すること

主従関係： 両著作物の間において、引用する著作物側が主で、引用される著作物側が従の関係があることが明確であること

主従関係が逆転したり、区分が不明瞭となると、盗用・盗作等の問題が発生する。

法律関係の出典の表示方法を一例として、スライドの右に示している。

学校その他の教育機関における複製等とは何でしょう？

(著作権法第35条)

“ 学校その他の教育機関で教育を担当する者と授業を受ける者に対して、授業の過程で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信すること、無許諾・無償で公に伝達することが認められている。
ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。”

著作権の権利制限規定一覧の「9 学校その他の教育機関における複製等」とは、

学校その他の教育機関で教育を担当する者と授業を受ける者に対して、授業の過程で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信すること、無許諾・無償で公に伝達することが認められている。

ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ここで、「その他の教育機関」とはどのようなものが該当するか。次のスライドで説明する。

学校その他の教育機関における複製等（著作権法第35条）

内容

- 学校その他の教育機関で教育を担当する者と授業を受ける者に対して、授業の過程で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信すること、無許諾・無償で公に伝達することが認められている。
- ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

用語の定義

複製	手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に複製すること
学校その他の教育機関	- 組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところ（例えば、公民館、図書館、博物館などの社会教育機関） - したがって、営利目的の会社や個人経営の教育施設、専修学校又は各種学校の許可を受けていない予備校・塾、カルチャーセンター、企業や団体等の研修施設は、学校その他の教育機関に該当しない。
授業	- 学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動 - したがって、学校その他の教育機関が主催する公開講座や公民館、図書館その他の社会教育施設が主催する講座、講演会は、授業に該当する。
著作権者の利益を不当に害することとなる場合	例えば、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害する場合をいう

Source: 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」（2020年12月）

「学校その他の教育機関」とは、

組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところ（例えば、公民館、図書館、博物館などの社会教育機関）が該当する。

したがって、営利目的の会社や個人経営の教育施設、専修学校又は各種学校の許可を受けていない予備校・塾、カルチャーセンター、企業や団体等の研修施設は、学校その他の教育機関に該当しない。

つまり、安全衛生教育機関の行う有料の研修会及び講習会は、学校その他の教育機関に該当しない。

また、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とは、

例えば、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害する場合をいうものであること。

著作権の侵害者に対する法的責任の追及は、民事上及び刑事上の2つ

民事上の責任

- 差止請求
 - 著作権法第112条
- 損害賠償請求
 - 民法第709条、著作権法第114条
- 不当利得返還請求
 - 民法第703条・第704条
- 名誉回復等措置（謝罪広告など）請求
 - 著作権法第115条

刑事上の責任

- 個人
 - 10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金又はその併科
 - 著作権法第119条第1項
- 法人
 - 3億円以下の罰金
 - 著作権法第124条第1項第1号

著作権の侵害者に対する法的責任の追及は、民事上及び刑事上の2つに分類される。

【民事】

差止請求：著作権法第112条

損害賠償請求：民法第709条、著作権法第114条

不当利得返還請求：民法第703条・第704条

名誉回復等措置（謝罪広告など）請求：著作権法第115条

【刑事】

個人：10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金又はその併科

－著作権法第119条第1項

法人：3億円以下の罰金

－著作権法第124条第1項第1号

★ Thank you !



質問

安全衛生関係団体の広報への協力として、ポスターのコピーを団体の機関誌に掲載する場合において、著作権上の扱いはどうなっているのか、確認したい。

回答

ポスター作成時の契約の内容次第であると思う。2次、3次の活用がどの程度規定されているかということではないか。（秋田こまちの例での説明があった。）